

島交規乙第1381号
平成25年11月22日

関係所属長 殿

保存期間	10年
------	-----

島根県警察本部長

道路法等の一部を改正する法律及び道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴う交通警察の対応について平成25年6月5日に公布された道路法の一部を改正する法律(平成25年法律第30号。別添1)により道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)の一部が、平成25年8月26日に公布された道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する政令(平成25年政令243号。別添2)により道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)の一部がそれぞれ改正され、平成25年9月2日から施行された。

法及び令の改正内容のうち、交通警察に関わる部分及びそれに伴う交通警察の対応は下記のとおりであるので、適切に対応されたい。

なお、本通達内容については、国土交通省と警察庁との間で協議済みである。

記

1 改正の内容

(1) 法の改正内容

ア 第17条第6項関係

国土交通大臣は、都道府県(以下「県」という。)又は市町村から要請があり、県又は市町村における道路の改築又は修繕に関する工事の実施体制等を勘案して当該県又は市町村が管理する県道又は市町村道(地域における安全かつ円滑な交通の確保のために適切な管理の必要性が特に高いものと認められるものに限る。)を構成する一定の施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事(高度の技術を要するもの等に限る。)を自ら行うことが適当であると認められる場合においては、その事務の支障のない範囲内でこれを行うことができることとされた。

イ 第27条第3項関係

国土交通大臣は、法第17条第6項の規定により上記アの工事を行う場合においては、令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとされた。

(2) 令の改正内容

ア 第1条の6関係

法第17条第6項の規定に基づき国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を
行うことができる県道又は市町村道を構成する施設又は工作物は、トンネル、
橋その他国土交通大臣が定める施設又は工作物とすることとされた。

イ 第1条の7第4関係

法第17条第6項の規定に基づき国土交通大臣が道路管理者に代わって県道又
は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事を
行う場合において、国土交通大臣が権限を代行することなどが
できるように、法の規定の適用についての技術的な読替えの方法が定められた。

ウ 第2条関係

法第17条第6項の規定に基づき国土交通大臣が県道又は市町村道を構成する
施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事を
行おうとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、工事の区間、工事の種類及び開始の日を告示
しなければならないこととされた。

エ 第4条の3関係

(7) 国土交通大臣が法第27条第3項の規定により道路管理者に代わって行う権
限は令第4条第1項第1号及び第3号から第32号までに掲げるもの(以下「代
行対象権限」という。)のうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定め
るものとされ、この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を
告示しなければならないこととされた(第1項)

なお、代行対象権限のうち、交通警察業務に関連する主なものは次のとおり
である。

- a 道路の占用の許可(法第32条第1項又は第3項)
- b 道路標識等の設置(法第45条第1項)
- c 通行の禁止又は制限(法第46条第1項、法第47条第3項)
- d 特殊車両の通行許可(法第47条の2第1項及び第5項)
- e 通行の制限・禁止の場合における道路標識の設置(法第47条の4)
- f 通行の制限等を行う場合における県公安委員会との調整(法第95条の2
第1項)

(8) 上記(7)において協議により定められた権限は、県道又は市町村道を構成す
る施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事開始の日から、工事の完了又
は廃止の日までに限り行うことができるものとされた。(第2項)

2 対応方針

令第39条第2項の規定により、法第17条第6項及び令第2条に定める国土交通大
臣の権限並びに令第4条の3第1項の規定に基づき道路の管理者の権限を代行する
こととなった国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長(以下「地
方整備局長等」という。)に委任されることとなるため、以下において、「国土交
通大臣」が行うこととなるものについては、その委任を受けることとなる「地方整

備局長等」と記載する。

(1) 国土交通大臣の告示の内容の送付

地方整備局長等が令2条又は令第4条の3第1項の規定に基づく告示をしたときは、地方整備局長等から、地方整備局長等が工事を行おうとする区域を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）に対し、遅滞なく、当該告示の内容を確実に記載した書面が送付されることとされているので、以下の(2)に示した対応に誤りのないよう当該告示の内容を確実に把握すること。

(2) 道路管理者との協議等

地方整備局長等が令第4条の3第1項の規定により、道路の管理者の権限を代行することとなった場合における道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第78条第2項に規定する道路の管理者を経由した道路の使用許可の申請書の提出、道交法第79条に規定する所轄警察署長と道路の管理者との協議、道交法第80条第1項に規定する道路の管理者の特例及び道交法第110条の2第3項に規定する県公安委員会の道路の管理者への意見の聴取については、次により対応すること。

ア 道交法第78条第2項に規定する道路使用許可の申請書の提出

道交法第78条第2項による道路の管理者を経由する道路の使用許可の申請書の提出があった場合には、当該申請書は当該道路の管理者から所轄警察署長へ送付されることとなっているが、令第4条の3第1項の規定に基づき、地方整備局長等が道路の占有の許可に係る権限を代行している場合であって、地方整備局長等から道路の使用許可の申請書の送付を受けた場合は、道路の管理者の代理とみなし受理することは差し支えない。

イ 道交法第79条に関する協議

令第4条の3第1項の規定に基づき、地方整備局長等が道路の占有の許可に係る権限を代行している場合であって、地方整備局長等が当該道路の管理者と所轄警察署長との協議に係る事務を代理するものと認められる場合においては今回の法改正の主旨に鑑み、当該協議に係る文書の送付先を地方整備局長等とすること。

ウ 道交法第80条第1項に規定する道路の管理者の特例

道交法第80条第1項に規定する道路の管理者の特例については、道路の管理者以外にこれを適用することはできない。ただし、地方整備局長等が法第17条第6項の規定により県又は市町村道の改築又は修繕を行う場合は、地方整備局長等が道路の管理者の代理として工事又は作業を行うものと認められることから、所轄警察署長が道路の管理者と道交法第80条第1項に基づく協議を行ったときは当該地方整備局長等が改めて道路の使用の許可を取得する必要はないものと解する。

エ 道交法第110条の2第3項に規定する意見の聴取

これまでどおり道路の管理者である県又は市町村に対し行うこと。なお、国

土交通省から各道路の管理者である県又は市町村に対し、令第4条の3第1項の規定に基づき、地方整備局長等が道路の管理者の権限を代行している場合で、道交法第110条の2第3項に規定する意見の聴取に関し、地方整備局長等の意見が必要と認められるときは、道路の管理者はあらかじめ地方整備局長等の意見を聞いた上で公安委員会に意見を送付することが望ましい旨が通知されているところである。

別添 〔略〕